

事務連絡
令和7年12月4日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 水道行政担当部（局）長 殿
各国土交通大臣認可 $\left\{ \begin{array}{l} \text{水道事業者} \\ \text{水道用水供給事業者} \end{array} \right\}$ 殿

国設置専用水道の設置者 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課
環境省水・大気環境局環境管理課

浄水処理における濁度管理等の更なる徹底について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき御礼申し上げます。

水道水中のクリプトスボリジウム等対策につきましては、「「水道水中のクリプトスボリジウム等対策の実施について」の一部改正について」（令和元年5月29日付け薦生水発0529第1、2号）により、対策の推進を図ってきたところです。

今般、緩速ろ過により浄水処理を行う水道事業者において、別紙のとおり、浄水でのクリプトスボリジウム検出事案が発生し、その主な原因是浄水処理能力以上の高濁度の表流水を取水したとともに、ろ過水の濁度の常時監視が十分に実施できなかつたことと推定されています。

このことを踏まえ、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者におかれましては、水道原水のクリプトスボリジウムによる汚染のおそれのある施設においては、上記通知による濁度管理等の浄水処理の徹底を改めてお願いします。

各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに専用水道の設置者及び町村に対して、各市及び特別区におかれましては、貴管内の専用水道の設置者に対して、周知指導をお願いします。

(問合せ先)

○国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

担当：山口、小林、岸本

TEL：03-5253-8111(内線34435, 34438, 34439)

E-mail : hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

○環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室

担当：渡辺、武田、宇津木

TEL：03-5521-8300

E-mail : suido-suishitsu@env.go.jp

浄水でのクリプトスピリジウム検出事例

令和7年10月30日（木）に簡易水道事業者において、長期的な大雨の影響で浄水処理能力以上の高濁度水が流入したことにより、浄水にてクリプトスピリジウムが検出（1個/20L）された。

当該事業者では、公民館等で応急給水を実施するとともに、防災無線等を通じて、水道水を飲用する際は飲む前に煮沸するよう広報を行った。

再検査でクリプトスピリジウムの不検出を確認し、通常給水再開について広報を行った。

これまでのところ、健康被害は発生していない。

（事案に対する対応状況）

令和7年10月21日（火）

長期的な大雨により、施設の処理能力以上の高濁度水（原水）が発生し、取水制限を設けながら給水を行っていたが、濁り水の発生を懸念し、煮沸しての飲用について、防災無線等で周知。

令和7年10月28日（火）

水質検査機関より、水質基準超過（色度）及びクリプトスピリジウムの疑いの検査速報を受ける。

令和7年10月30日（木）

令和7年10月21日（火）に採水した試料からクリプトスピリジウムが検出されたことを受け、防災無線等で飲用制限（煮沸勧告）を周知するとともに、対策本部を設置。

令和7年11月1日（土）～11月14日（金）

公民館等で応急給水を実施。

令和7年11月14日（金）

再検査の結果、クリプトスピリジウムの不検出を確認し、延べ14日間の応急給水を解除し、通常給水を再開。

（今後の対応）

原水・ろ過水等の濁度を常時監視できる計器が整備されていないことが一因とされることから、適切な計器を整備し、濁度管理の徹底を図る予定。